

四万十市告示第39の2号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により四万十市森林整備計画を令和8年4月10日に変更したので、同法第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月10日

四万十市長 山下 元一郎

